

取扱区分：「公開」

令和元年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



令和元年11月8日(金) 10時03分

於：周南市役所 2階共用会議室 G

令和元年第 1 1 回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和元年11月8日(金) 午前10時03分 ~ 10時45分

2 場 所 周南市役所 2階 共用会議室 G

3 会議に付した議案

議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第42号	農業振興地域整備計画の変更について	6件
報告第43号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	7件
報告第44号	非農地証明について	6件
報告第45号	農地の転用の制限の例外による届出について	1件
報告第46号	農地所有適格法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番 藤井 孝 君	第2番 田中 榮作 君
第3番 高橋 恵 君	第5番 秋 貞 啓子 君
第6番 徳本 勉 君	第7番 山崎 光夫 君
第8番 弘中 壽 君	第9番 岩田 実 君
第10番 藤原 典子 君	第11番 松田 孝行 君
第12番 林 俊一 君	第13番 竹安 昌巳 君
第15番 原田 雅之 君	第16番 笠井 保雄 君 (職務代理者)
第17番 西田 孝美 君 (会長)	

5 欠席委員

第4番 佐伯 伴章 君	第14番 歳光 時正 君
-------------	--------------

6 關係課

農林課副主任 藤 井 敬

7 事務局職員

局 長	山 本 博 彦	次 長	原 田 省 二
次長補佐	時 重 智 一	書 記	松 原 義 孝

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしく願いいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は17名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数、過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番佐伯伴章委員、第14番歳光時正委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時03分～）

議長（西田会長）

おはようございます。

それでは只今より、令和元年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第11番、松田孝行委員、第6番、徳本勉委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第41号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の1ページ、議案第41号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案4件です。

それでは、1番について、ご説明いたしますが、この議案は、継続審議の案件であり、内容については、議案書および先月のご説明のとおりです。

なお、許可基準をすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

先月の総会において、藤原委員さんの聴き取りの際、譲渡人の意思に不明瞭なところがあったため、継続審議となりましたが、後日、事務局において、譲

渡人に対し、譲渡人の妻も同席の上、本申請内容について、改めて確認いたしました。間違いないとの、ご了解を得ております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第10番

先月も報告いたしましたが、譲渡人は、高齢で申請地の維持管理が困難になっています。

藤原 典子委員

譲渡人の妻は、申請地は傾斜地で、怪我が怖くて譲渡人には行かせられないと言っていました。

また、子どもたちは、遠方に住んでおり申請地の管理が出来ないので、譲渡人、妻、長男、弟の4人が譲受人宅を訪ね、申請地を贈与したいと伝え、承諾してもらったとのことでした。

譲受人は、申請地の隣地を所有しており、申請地の草取りもしています。

今後は譲渡人、妻、長男、弟の4人が譲受人宅を訪れ、申請地を贈与したいと伝え、承諾してもらったとのことでした。

今後は、八朔は残して、クヌギを30本植えて椎茸栽培をするそうです。

また、申請地は山の斜面なので災害が起こらないようにちゃんと管理していくと言われていました。

以上の聴き取りから考えると、妥当な権利移動だと思われます。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号2番を議題といたします。

事務局次長

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、2番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社員です、太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積367.08平方メートル、発電出力38.5キロワットの太陽光パネル228枚を設置するものです。

申請地は、日当たりが良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。譲渡人は今まで耕作を行ってきましたが、年齢の事もあり、続けることが難しくなってきたため、申請人からの申し出に応じたものです。

申請地は、●●支所から北東へ約1.4キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●431番1、地積は673平方メートル、同じく434番1、地積は489平方メートル、同じく434番6、地積は228平方メートル、合計1,390平方メートルで、地目はどれも「田」です。

こちらが、地籍図です、次に、土地利用計画図です、最後に、申請地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、その他農地として第2種に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水につきましては、申請地内での自然浸透のため、周辺への影響はありません。

その他の許可基準もすべて満たしており必要な書類も完備されております。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

去る11月4日、現地にて譲渡人の立ち会いの基に調査致しました。

弘中 壽員

譲受人の要望で売買意志が確定し、今回の申請になったものであります。

現地、予定農地転用の諸要件については、申請通り整っていると判断出来ま

す。

中でも申請地中央を貫通する水路については、その存置と管理について同意がなされており、よっておおむね問題はなきものと思われま

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、3番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社員です、太陽光発電事業を行うために申請地を購入し、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しています。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、●●●支所から南西へ約1.4キロメートルに位置し、所在は、大字●●●●●字●●●2661番1、地目は「田」、地積は1,138平方メートル、同じく2662番、地目は「畑」、地積は429平方メートル、計1,567平方メートルです。

こちらが、分間図です、次に、土地利用計画図です、最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、その他農地として、第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

高橋 恵委員

3番高橋です、11月3日に譲渡人と現地にて確認いたしましたので報告します。

尚、譲受人とは遠方のため電話にて確認いたしました。

申請地は2筆とも耕作されておらず雑草が繁茂しておりました。

譲渡人は今後も耕作することができないとのことで、管理することが困難になっていたとのことです。

譲受人は、自己所有の土地は太陽光事業に適さないため探していたところ、申請地が適しているとのことで、譲り受けたいと希望した為今回の申請になりました。

書類等も完備されておりますので問題ないと思われま。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

事務局次長

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第41号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、4番について、ご説明いたします。

申請人は、広島市に居住する会社員です、太陽光発電事業を行うため、また貸し資材置場として使用するため、申請地を購入するものです。

太陽光発電設備は、パネル設置面積482.96平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル252枚を設置するものです。

申請地は、日当たりも良く、太陽光発電に適した土地形状で、道路にも隣接しております。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

太陽光発電設備以外の土地については、貸し資材置場として使用し、有効利用を図るものです。

申請地は、●●総合支所から西へ約2キロメートルに位置し、所在は、大字●●字●●●1394番1、地目は「田」、地積は3,252平方メートルです。

こちらが、地籍図です、次に、土地利用計画図です。

太陽光発電設備の部分が1,987.71平方メートル、貸し資材置場の部分が498.14平方メートル、通路や管理自動車駐車場、転回場の部分が766.15平方メートルになります。

なお、貸し資材置場には、約9平方メートル6箇所、約18立方メートルの土砂を備蓄する予定となっています、最後に、現地の写真です。

続きまして、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性は、立地の代替性がなく、農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、農業用排水路への放流です。

併せて、流量計算書も添付されており、排水経路の流下能力は、十分であると判断されます。

その他の許可基準もすべて満たしており、必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（西田会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

15番原田です、議案第41号第4番について補足説明いたします。

原田 雅之委員

去る10月29日に現地確認、11月4日に譲渡人と現地にて、譲受人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、現在休耕しており、昨年までは圃場内はトラクターで耕起し周辺は草刈りをして管理していたとのことですが、本年はできておらず草が茂っておりました。

譲渡人の話では、申請地は20年ほど前から休耕しており、導水路は地中の土管部分が詰まって水が引けない状態となっているとのことでした。

圃場も石が多く、耕作には不向きな印象でした。

農業後継者もおらず、高齢にもなり管理も難しくなってきた、この度譲受人の申し出に応ずるとのことでした。

譲受人は個人で、太陽光発電事業に参入を考えていたが、自己所有地に適地がなく用地を探していたところ、目当たり良好な申請地が最適と考え譲り受け、あわせて今後も需要が見込める貸し資材置き場も整備したいとのことでした。

事業計画にあたり、県内で太陽光パネル設置の実績のある業者を選定し、フェンス、防草シートを取り付け、年二回程度は草刈り等管理を行い申請地周辺へ迷惑をかけないように心掛けるとのことでした。

資材置き場も周南市に拠点を持ちたい県内の業者とすでに話ができており、許可が下り次第契約するとのことでした。

貸資材置き場の活用については、造成残土の仮置き場として使用し、他造成

工事に利用する計画とのことでした。その際の汚泥等は持ち込まないように指導するよう伝えておきました。

譲渡人は意思確認の中で、今後管理ができなくなっていくことを考えると土地が有効に活用されることが良かったと考えておられる様子でした。

周囲は、住宅、道路、雑種地で、周辺農地への影響もなく、事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第41号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第42号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の2ページをお願いします。

議案第42号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

令和元年11月8日 周南市農業委員会 会長 西田 孝美

今回は、除外が6件でございます。

議長（西田会長）

それでは、この諮問につきましては、農林課の藤井副主任が来ておられますので、まず、ご説明を受け、その後に、地区担当農業委員さんから現地調

査の結果やご意見をいただいたうえで、意見の決定を行いたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

農林課藤井副主任

農林課の藤井です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第42号農業振興地域整備計画の変更について、ご説明いたします。座って説明させていただきます。

今回の農業振興地域整備計画の変更につきましては、9月末までに6件の除外の申出がございましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番と2番の除外の案件について説明いたします。1番と2番の案件については、申請地が隣接しており、目的も同種のもので、一体的に除外する必要があるため、まとめて説明させていただきます。

申請地は鹿野地区、目的は植林です。

本件は、地権者が高齢となり、該当地を農地として維持管理していくことが困難であること、また、他に耕作者も見込まれないことから、該当地に杉等を植林し、林地として適切に管理したいとのことで、今回の申出となりました。

なお、399番の一部については、既に桧が植林されており、無断転用にあたりますので、今後は農地法及び農業振興地域の整備に関する法律を遵守する旨の始末書が令和元年8月23日付けで提出されております。

こちらが、該当地の位置図で、該当地は、●●総合支所から西に約2.5キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図で、該当地の399番は登記地目が田、登記面積が383平方メートル、400番は登記地目が田、登記面積が314平方メートル、401番は登記地目が田、登記面積が737平方メートルであります。

こちらが、該当地の分間図で、該当地の北側・東側は農地に面しており、南側・西側は山林に面しております。

こちらが、該当地の現地写真で、399番を北から南の方向へ撮った写真です。

こちらが、2枚目の現地写真で、400番を北東から南西の方向へ撮った写真です。

こちらが、3枚目の現地写真で、401番を北西から南東の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です、よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果並びに除外に関する意見をお願いいたします。

第12番

林です。

林 俊一委員

議案第42号1番と2番は、同じ近くなので、まとめて現地確認と面談調査した結果について、ご報告いたします。

去る、11月1日に申請地にて申出人と面談いたしました。

申請地は、●●●●●●の2筆で1筆では、昭和60年頃に無許可でヒノキを植林され、林地として使用されていたということです。

現在もそのままの状態、放置されていましたが、この度始末書が出されております。

もう1筆は、雑草が生えて放置状態でした、申請人も高齢のため農地として管理していくのも困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、植林され管理していくとのことでした。

続いて、2番の申請人ですが、2年前までは水稲もされ、管理されていましたが、高齢のため管理が難しく、他に耕作者もいないため、この度の申請になりました。

現在は、雑草が生えて荒れ果ては致しましたが、きれいにして植林されて管理していくということでもあります。

2件とも、周辺の農地に及ぼす影響も無いと思われまますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号1番及び2番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番及び2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第42号3番及び4番についても、関連がありますので、一括して農林課より議案の説明をお願いいたします。

それでは、3番と4番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。本件についても、一体的に除外する必要があるため、まとめて説明させていただきます。

申請地は●●地区、目的は植樹です。

本件は、地権者が高齢となり、該当地を農地として維持管理していくことが困難であること、また、他に耕作者も見込まれないことから、該当地に桜・紅葉等を植林し、林地として適切に管理したいとのことで、今回の申出となりました。

なお、該当地の一部については、既に桜・紅葉が植樹されており、無断転用にあたりますので、今後は農地法及び農業振興地域の整備に関する法律を遵守する旨の始末書が令和元年8月29日付け及び9月7日付けで提出されております。

こちらが、該当地の位置図で、該当地は、●●支所から南東に約1.2キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図で、該当地の626番2は登記地目が畑、登記面積が54平方メートル、631番は登記地目が畑、登記面積が189平方メートル、656番1は登記地目が田、登記面積が322平方メートル、657番は登記地目が畑、登記面積が147平方メートル、618番1は登記地目が田、登記面積が2,319平方メートルであります。

こちらが、該当地の分間図で、該当地の集団は、北側から東側にかけては市道に面しており、南側から西側にかけては山林、農地、宅地等に面してお

農林課藤井副主任

ります。

こちらが、該当地の現地写真で、618番1の西側の部分と626番2を東から西の方向へ撮った写真です。

こちらが、2枚目の現地写真で、618番1の東側の部分を東から西の方向へ撮った写真です。

こちらが、3枚目の現地写真で、618番1の南側の部分と631番を東から西の方向へ撮った写真です。

こちらが、4枚目の現地写真で、656番1と657番を北から南の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です、よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

笠井 保雄委員

第16番の笠井です、第3番について、去る11月2日西田会長と一緒に、現地調査、意思確認を致しました。

内容については、農林課の説明のとおりで、間違いありません。

申請地は、いずれの農地も地目、畑でいずれの農地も長年耕作されておらず狭小農地ばかりで変形していて、農地性の低い農地ばかりでした。

この地域は、中山間地域で空家も多く、農地も圃場整備されておらず、荒廃した農地が多く見受けられました。

申請者は、遠方に居住し草刈り等の保全管理の継続も困難なうえ、他に耕作者もなく、農用地除外後の土地利用計画として、林地として管理を行い、荒廃が進むことによる周囲への影響を避けるため、桜、紅葉を植樹したとのことです。

これについては、始末書が添付されていて、十分反省し今後は、このようなことのないよう、農振法、農地法の規定を遵守するとのことでした。

以上、問題ないと思われ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

第4番について、去る11月2日現地調査、意思確認を致しました。

内容については、農林課の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、第3番で説明した農地と隣接した農地で状況的には同一です。

申請地は地目、田で2, 319平方メートル、状況は草が刈ってあり長年耕作してないとのこと、申請者の自宅と市道を挟んで2～3メートル高い位置に有りました。

申請者、今後も耕作の見込みが皆無であることから、農用地除外後の土地利用計画として、桜等を植樹し景観保全を図りたいとのことで、これも地域の状況から致し方ないのかと思いました。

なお、既に桜4本を山側に植樹していて、これについては、始末書が添付され、十分反省し今後は、このようなことのないよう、農振法、農地法の規定を遵守するとのことでした。

以上、問題ないと思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

只今の3番及び4番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号3番及び4番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番及び4番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第42号5番を議題といたします。

農林課より議案の説明をお願いいたします。

それでは、5番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

申請地は●●地区、目的は駐車場です。

本件は、該当地に隣接する宅地に自宅を新築するにあたり、宅地内では自家用車を駐車するスペースが不足することから、該当地に3台分の駐車場を整備したい、とのことで今回の申出となりました。

議長（西田会長）

農林課藤井副主任

こちらが、該当地の位置図で、該当地は、●●総合支所から北西に約1.4キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図で、該当地の453番10は登記地目が田、登記面積が42平方メートルであります。

こちらが、該当地の分間図で、該当地の西側から北側にかけては宅地に面しており、東側は農地、南側は農免農道に面しております。

こちらが、該当地の現地写真で、南西から北東の方向へ撮った写真です。

なお、本件の除外の見込みにつきましては、県の担当部局に事前に確認しておりますので、その旨申し添えます。

説明は以上です、よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第15番

第15番の原田です、議案第42号5番について補足説明いたします。

原田 雅之委員

去る、10月29日に現地確認、11月3日に申請人と電話で意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は、自己保全管理で草刈されておりました。

面積も狭く、形も悪く農地として活用するには不向きでした。

経緯を聞くと元々は大きい農地であったのだが、農免道路用地として提供した結果、道路により分断され現在のような狭小な農地が農業振興地域として残ってしまったとのことでした。

申請人は、現在申請地近くの借家に住んでいるが、諸般の理由により引き払うこととなり、申請地に隣接する自己所有地に家を新築するとのことでした。

その際、家族の駐車スペースがなく申請地を駐車場として利用したいとのことでした。

申請地周辺は、道路、住宅、排水路で周辺農地に与える影響はありません。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号5番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は、承認する旨、市長に答申いたします。

続きまして、議案第42号6番を議題といたします。

農林課より議案の説明をお願いいたします。

農林課藤井副主任

それでは、6番の除外の案件についてご説明をさせていただきます。

申請地は●●地区、目的は住宅進入路です。

本件は、申請者の宅地へ出入りするための既存の住宅進入路が狭く、安全に出入りすることが困難であることから、該当地の一部を使用し、住宅進入路を拡幅したいとのことで今回の申出となりました。

こちらが、該当地の位置図で、該当地は、●●総合支所から北東に約4キロメートルのところに位置しております。

こちらが、該当地の周辺図で、該当地の105番1は登記地目が田、登記面積が361平方メートルで、その内、新たに整備する住宅進入路の面積は92平方メートルです。

こちらが、該当地の分間図で、該当地の北側は既存の住宅進入路、東側は県道に面しております。

また、南側は農地、西側は宅地に面しております。

こちらが、該当地の現地写真で、東から西の方向へ撮った写真です。

説明は以上です、よろしくご審議お願いいたします。

議長（西田会長）

只今の農林課からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番の笠井です、第6番について、去る11月1日現地調査並びに意思確認を致しました。

笠井 保雄委員

内容については、農林課の説明のとおりで間違いありません。

申請地は地目、田で水稻の収穫後の状態でした。

農用地除外後の土地利用計画として、既存の住宅進入路が狭く出し入れに支障があるため、隣接する農地を使用し進入路を拡幅するとのことで、現況の進入路は狭く、大きくカーブして、車の出入りは、大変難しいと感じました。

申請者は、大規模に農業に取り組んでおられることから農業機械、車の出し入れを容易にすることは良いことだと思います。

以上、農用地除外について、問題ないと思われます、ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（西田会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第42号6番につきまして、採決を行います。

承認することに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第43号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページ、4ページをお願いします。

報告第43号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は7件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長

専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第43号を終わります。

続きまして、報告第44号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。

報告第44号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第44号を終わります。

続きまして、報告第45号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いします。

報告第45号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合、面積の制限はなく、また2アール未満の農地を自己用の農業用倉庫等に転用する場合、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可は要しないとされているものでございます。

今回の届出1件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書

類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第45号を終わります。

続きまして、報告第46号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いします。

報告第46号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（西田会長）

説明が終わりました。

以上で報告第46号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和元年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時45分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和元年11月8日

周南市農業委員会

会 長 西 田 孝 美

委 員 松 田 孝 行

委 員 徳 本 勉